

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成30年奈良市条例第23号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等)

**第3条** 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第13条までに定めるもののほか、指定障害福祉サービス基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

**第4条** 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

**第5条** 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

(管理者の特例)

**第6条** 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援又は指定自立生活援助の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

(居室等の安全性の確保の特例)

**第7条** 指定障害福祉サービス事業者（指定短期入所（共生型短期入所を除く。）又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の特例）

**第8条** 指定障害福祉サービス事業者（指定生活介護（共生型生活介護を除く。）、指定自立訓練（機能訓練）（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）、指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）、指定就労移行支援（認定指定就労移行支援を除く。）、指定就労継続支援A型若しくは指定就労継続支援B型又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 訓練・作業室

ア 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

（5） 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

（6） 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

（食事の特例）

**第9条** 指定障害福祉サービス事業者（指定短期入所（共生型短期入所を除く。）又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

**第10条** 指定障害福祉サービス事業者（指定居宅介護若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型

若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

**第11条** 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定短期入所又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第12条** 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、当該サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。

(報告)

**第13条** 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護(共生型居宅介護を除く。))若しくは基準該

当居宅介護、指定重度訪問介護（共生型重度訪問介護を除く。）若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護（共生型生活介護を除く。）、指定短期入所（共生型短期入所を除く。）、指定重度障害者等包括支援、指定自立訓練（機能訓練）（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）、指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（指定障害福祉サービス基準の規定の引用に関する経過措置）

**第2条** 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害福祉サービス基準の附則（第4条、第18条の2、第22条及び第23条に限る。）及び指定障害福祉サービス基準を改正する省令の附則（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）附則第2項を除く。）に規定する経過措置の例による。

（設備の特例に関する経過措置）

**第3条** 平成25年4月1日において現に存する指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第8条第2項第1号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。